

精神保健指定医制度

【制度の趣旨】

- 人権上適切な配慮を要する精神科医療に当たる医師について、患者の人権にも十分に配慮した医療を行う必要な資質を備えていることが求められることから、昭和62年の改正で、一定の精神科実務経験を有し法律等に関する研修を終了した医師のうちから、患者本人の意思によらない入院や行動制限の判定を行う者として、厚労大臣が「精神保健指定医」を指定する制度を創設。

【精神保健福祉法】

第十八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医(以下「指定医」という。)に指定する。

- 一 五年以上診断又は治療に従事した経験を有すること。
- 二 三年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有すること。
- 三 厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有すること。
- 四 厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(申請前一年以内に行われたものに限る。)の課程を修了していること。

〈指定医として必要な精神科医療の各分野にわたる実務経験の確認方法〉

- 指定に必要な実務の内容は、申請時に添付された、①統合失調症、②躁うつ病、③中毒性精神障害、④児童・思春期精神障害、⑤症状性又は器質性精神障害及び⑥老年期認知症のそれぞれの圏内にある精神障害について実務を経験したことを示すケースレポート(※)によって、医道審議会において審査。

ケースレポートより、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技術を有しているかについて確認。

※ケースレポートの要件(精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領からの抜粋)

ア 精神科実務経験告示に定める八例以上の症例については、精神病床を有する医療機関において常時勤務し、当該医療機関に常時勤務する指定医の指導のもとに、自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例について報告するものであり、少なくとも一週間に四日以上、当該患者について診療に従事したものでなければならない。

イ 原則として、当該患者の入院から退院までの期間、継続して診療に従事した症例についてケースレポートを提出するものとする。

ク 同一症例について、入院期間のうちの同一の期間に関して複数の医師がケースレポートを作成することは認められないものであること。

指導医について(「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)

(1)指導医は以下の役割を担うものとする

ア ケースレポートに係る症例の診断又は治療について申請者を指導すること。

イ ケースレポートの作成に当たり、申請者への適切な指導及びケースレポートの内容の確認を行い、指導の証明を行うこと。

(2)その他

ア 診療期間の途中で指導医が交代した場合、当該ケースレポートに係る全ての指導医の氏名と指導期間をケースレポートの表紙に記載すること。

イ その場合、原則として、ケースレポートの対象とする期間中の最後に指導した指導医が当該ケースレポートの内容について確認を行い、指導の証明を行うこと。

平成28年10月26日

医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会

精神保健指定医の取消処分について

本日、厚生労働大臣からの諮問を受け、当部会において、精神保健指定医（以下、「指定医」という。）89名について取消処分を行うことが妥当との答申を行った。

指定医については、昨年4月及び6月に聖マリアンナ医科大学病院において、23名の指定取消処分が行われており、その後厚生労働省において過去の申請について調査を行った結果、今般、指定の取消に相当する事案が多数確認された。

指定医は患者の意思によらない入院や行動制限の必要性について判定を行う医師であり、精神保健福祉法第18条に掲げるとおり、精神障害について厚生労働大臣が定める各分野にわたる実務経験など、患者の人権に十分に配慮した医療を行うに当たって必要な資質を備えていることが求められている。こうした資質を備えるに必要な実務経験の有無を確認するために、指定申請に当たってケースレポートの提出を求めているが、今般の事案は申請者自らの主体的な関わりのない症例のケースレポートが提出され、これに基づいて指定が行われたことが明らかになったものである。

こうした行為は、指定医制度に対する国民の信頼を揺るがすような行為であり、言語道断である。また、故意であるか否かにかかわらず、申請者による不正な申請を指定の要件を満たす申請であると証明した指導医の責任も重大である。指定医に係る審査を行ってきた当部会として、今回の事案を重く受け止めるとともに、事案の再発防止に向けた取組が必要と考える。例えば、指定医に求められる精神障害の診断又は治療に従事した経験の有無を確実に審査できる手法を導入するなど、適切な対応が行われなければならない。

最後に、このような事案を契機に、指定医に課せられた役割の重要性について改めて認識するとともに、精神科医療に対する国民の信頼が確保されるよう、厚生労働省をはじめ関係者に強く求めるものである。

(5) DPAT (災害派遣精神医療チーム) について

● 現状

平成28年度予算額：20,296千円 ⇒ 平成29年度予算案：37,297千円

- ✓ 災害精神保健医療体制については、東日本大震災を契機として、災害派遣精神医療チーム (DPAT : Disaster Psychiatric Assistance Team) の養成、災害時の派遣調整等を行ってきたが、今般発生した平成28年熊本地震での対応において、課題点も見られた。

● 課題

- ✓ 平成28年熊本地震では、被災規模が大きく、多くの自治体からのDPAT派遣が必要となったため、専門的研修を受けていないDPATも活動せざるをなかった。
- ✓ また、首都直下はもとより、南海トラフ海等の大規模災害発生時に、DPATが災害精神保健医療活動を迅速かつ的確に行うためには、今般の活動経験を活かした専門的な研修・訓練を実施し、DPATの体制を全国的に整備する必要がある。

● 対策の強化 (DPAT事務局経費の拡充)

- 活動経験を踏まえた専門的研修及び実地訓練
- 研修・訓練を通じたDPATの全国的な整備
- DPATの司令塔機能・自治体支援機能の強化

- 災害時等において、国民に適切な医療を提供することは**国の基本的責務**
- 首都直下型地震など災害等リスクの増大に対し、**災害精神保健医療体制の充実**を図り、危機管理体制を強化する



DPAT先遣隊チーム数

36チーム (30自治体)

(平成28年8月16日時点)



自治体	登録機関名	自治体	登録機関名
青森県	青森県立つくしが丘病院	三重県	三重県立こころの医療センター
	医療法人青仁会青南病院		国立病院機構神原病院
岩手県	学校法人 岩手医科大学	大阪府	大阪府立精神医療センター
宮城県	宮城県立精神医療センター	兵庫県	兵庫県こころのケアセンター
山形県	山形県立こころの医療センター	和歌山県	和歌山県立こころの医療センター
福島県	福島県立矢吹病院	島根県	島根県立こころの医療センター
茨城県	茨城県立こころの医療センター	岡山県	岡山県精神科医療センター
	筑波大学附属病院	広島県	医療法人せのがわ瀬野川病院
栃木県	県立岡本台病院	山口県	山口県立こころの医療センター
埼玉県	埼玉県立精神医療センター	徳島県	徳島県立中央病院
千葉県	千葉県精神科医療センター	佐賀県	独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター
神奈川県	神奈川県精神保健福祉センター	長崎県	長崎県精神医療センター
	神奈川県精神医療センター	宮崎県	県立宮崎病院
新潟県	新潟県精神保健福祉センター		社会医療法人同心会古賀総合病院
石川県	石川県立高松病院		宮崎大学
福井県	福井県立病院	沖縄県	国立病院機構琉球病院
静岡県	静岡県立こころの医療センター	北九州市	産業医科大学病院
愛知県	愛知県精神医療センター		医療法人清陵会南ヶ丘病院

(6)公認心理師法について

〔経緯と今後の課題〕

- 心理職は、保健医療、福祉、教育等様々な活動の場に応じて、それぞれ独自の民間資格があり、関係団体も多岐にわたる。国家資格化は、過去に幾度も議論があったものの、調整が難航し、実現しなかった。
- 公認心理師法（平成27年法律第68号）は、平成27年9月9日に可決・成立し、指定試験機関に関する規定が平成28年3月15日に施行され、その他の部分の規定（カリキュラム関係等）は、公布の日（平成27年9月16日）から2年以内に施行されることとなっている。
- 平成28年4月1日に、指定試験機関として、一般社団法人日本心理研修センターを指定した。
- また、法の全面施行に向けて、公認心理師となるために必要な科目や国家試験に関する事項等について、平成28年9月20日から、公認心理師カリキュラム等検討会を開催し、検討を行っている。
- 公認心理師は様々な分野での活躍が期待されており、自治体の事務においても活用が見込まれるので、御承知おきいただきたい。

公認心理師法（概要）

平成27年9月 9日成立
平成27年9月16日公布

一 目的

公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

二 定義

「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

三 試験

公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が公認心理師試験を実施する。受験資格は、以下の者に付与する。

- ① 大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等
- ② 大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等
- ③ 主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

四 義務

- 1 信用失墜行為の禁止
- 2 秘密保持義務（違反者には罰則）
- 3 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。

五 名称使用制限

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。（違反者には罰則）

六 主務大臣

文部科学大臣及び厚生労働大臣

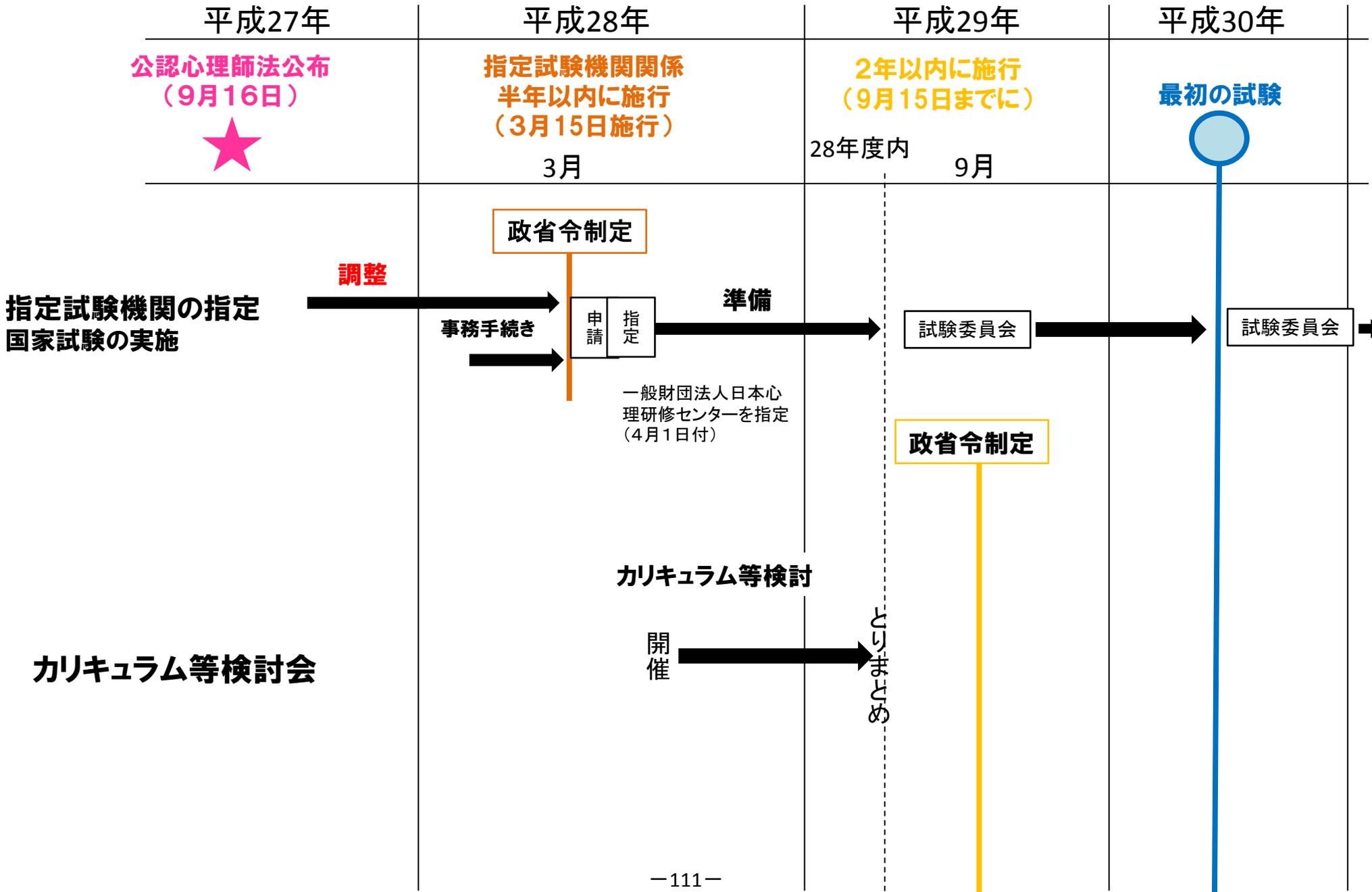
七 施行期日

一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八 経過措置

既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の経過措置を設ける。

公認心理師法 施行スケジュール(予定)



公認心理師カリキュラム等検討会について

- 公認心理師となるために必要な科目、実務経験の施設・期間、国家試験に関する事項などを検討するため、有識者からなる公認心理師カリキュラム等検討会を開催し、検討を行っている。

- 検討項目
 1. 公認心理師のカリキュラムに関する基本的な考え方
 2. 公認心理師のカリキュラム
 3. 大学卒業後の実務経験の範囲(実施する施設及び期間)
 4. 国家試験
 5. 現任者講習会科目と時間数
 6. 公認心理師試験の受験資格(法に規定されている者に準ずるもの)

- 今後の予定
 - 3月上旬目途 ワーキングチームにおいて素案のとりまとめ
 - 3月下旬目途 公認心理師カリキュラム等検討会報告のとりまとめ
 - 9月15日までに政省令制定

5 障害者差別解消法について

(1) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について

昨年4月に施行された障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、その取組状況の収集を行っている。各地方自治体におかれても、下記の好事例も参考にいただき、合理的配慮の提供に一層努めていただきたい。

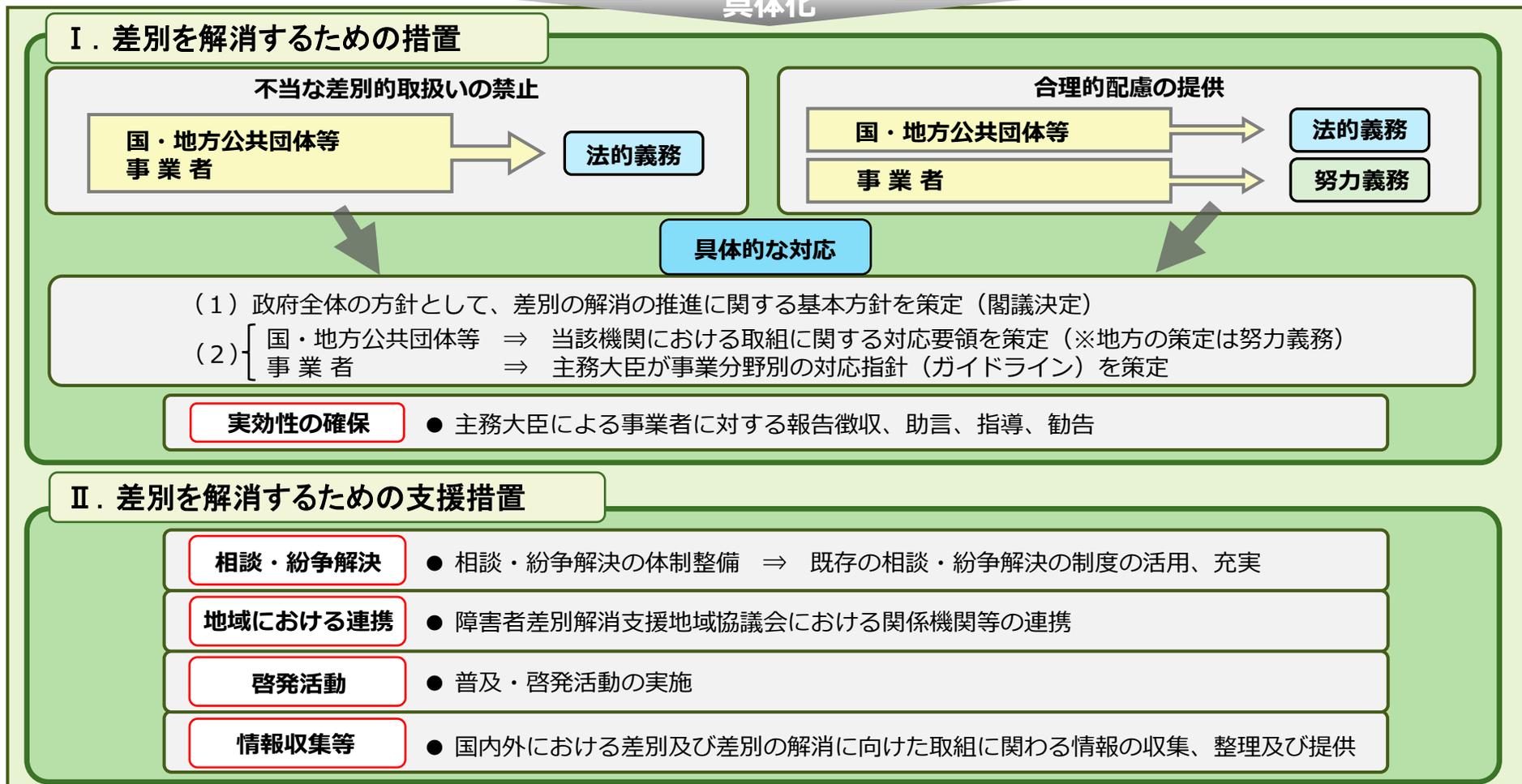
(参考) 障害者からの申し出に対して「合理的配慮」を行った好事例

●障害者からの配慮申出	●解決した内容
<p>病院において、外来に受診した重症心身障児の親から、長時間、車椅子に座ることが困難であるため、何か配慮してもらいたいとの要望があった。</p>	<p>使用予定のない診察室のベッドを使用して待つていただくこととした。</p>
<p>障害者支援施設において、肢体不自由者から、出来るだけ自分の力で排泄を行えるよう、トイレに既存の手すり新たに手すりを追加してほしいとの要望があった。</p>	<p>本人と話し合いを行い、手すりを追加するのではなく、踏み台を作成することで本人にとって手すりを使いやすい高さにできるようにした。結果、トイレ介助時、今まで職員2名による介助が必要だったが、職員1名による介助で行えるようになった。</p>
<p>就労支援事業所において、発達障害者から、作業中、 ①人の話し声で頭が痛くなるため、イヤフォンをしたい ②自分の後ろを人が通ると驚いてしまうため、配慮してほしいとの要望があった。</p>	<p>本人や発達障害者支援センターを交えて話し合いを行い、 ①イヤフォンの使用を認め、 ②座席を人通りの少ない場所にし、背後を人が通れないよう、棚の位置を移動することとした。</p>
<p>事業所において、知的障害・発達障害者から、言葉に出して意思表示することが難しいため、ジェスチャーやメモ等のやりとりを行いたいとの要望があった。</p>	<p>事業者と本人がやりとりをする際にジョブコーチが間に入るようにし、また、本人が意思表示しやすくなるよう少人数の作業場に配置することとした。結果、本人がジェスチャーやメモで報告や連絡を行うことに周囲の理解を得ることができ、コミュニケーションをうまく図ることができるようになった。</p>
<p>都道府県労働局において、要望の申し入れを希望している聴覚障害者(複数人)から、1名分の費用で2名分の手話通訳者を配置してほしいとの要望があった。</p>	<p>相談者が複数人であり、筆談での対応が困難であることを考慮し、面談時間を1時間以内に調整し、1名分の費用で2名の手話通訳者を配置することとした。</p>

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化



障害保健福祉部 施策照会先一覧 (厚生労働省代表 03-5253-1111)

施策事項 [資料頁]		所管課	担当係	内線
1 平成29年度障害保健福祉部予算案について				
(1)平成29年度障害保健福祉部予算案について [3頁]	企画課	経理係	3015	
2 障害者総合支援法等について				
(1)改正障害者総合支援法の施行について [7頁]	企画課	企画法令係	3017	
(2)第5期障害福祉計画に係る基本指針について [10頁]	企画課	障害計画係	3007	
(3)障害者総合支援法の対象疾病(難病等)の見直しについて [28頁]	企画課	人材養成・障害認定係	3029	
(4)療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて [34頁]				
(5)地方分権について [35頁]	企画課	企画法令係	3017	
3 障害者の地域生活における基盤整備の推進について				
(1)地域生活支援事業等の拡充について [41頁]	自立支援振興室	地域生活支援係	3075	
(2)平成29年度予算における社会福祉施設等施設整備費について [43頁]	障害福祉課	福祉財政係	3035	
(3)地域生活支援拠点等の整備について [45頁]	障害福祉課	福祉サービス係	3091	
(4)放課後等デイサービス・就労継続支援A型の運用の見直しについて [46頁]	障害児・発達障害者支援室	障害児支援係	3037	
	障害福祉課	就労支援係	3044	
(5)障害者優先調達推進法に基づく調達の推進について [49頁]	障害福祉課	就労支援係	3044	
(6)相談支援の充実等について [52頁]	地域生活支援推進室	相談支援係	3149	
(7)障害者虐待の未然防止・早期発見等について [58頁]	地域生活支援推進室	虐待防止対策係	3149	
(8)発達障害支援施策の推進について [64頁]	障害児・発達障害者支援室	発達障害者支援係	3038	
(9)医療的ケア児の支援体制の整備について [69頁]	障害児・発達障害者支援室	障害児支援係	3037	
(10)平成29年度障害福祉サービス等経営実態調査の実施について [72頁]	障害福祉課	評価・基準係	3036	
(11)障害者の芸術文化活動に対する支援について [73頁]	自立支援振興室	社会参加支援係	3071	
(12)障害者自立支援機器等の開発促進について [78頁]	自立支援振興室			
4 精神保健医療福祉施策の推進について				
(1)精神保健福祉法の見直しについて [83頁]	精神・障害保健課	企画法令係	3055	
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について [87頁]	精神・障害保健課	精神医療係	3058	
(3)依存症対策について [96頁]	心の健康支援室	障害保健係	3100	
(4)精神保健指定医について [104頁]	精神・障害保健課	精神医療係	3055	
(5)DPAT(災害派遣精神医療チーム)について [107頁]	心の健康支援室	心の健康係	3069	
(6)公認心理師法について [109頁]	公認心理師制度推進室	企画調整係	3112	
5 障害者差別解消法について				
(1)障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について [115頁]	企画課	企画法令係	3049	